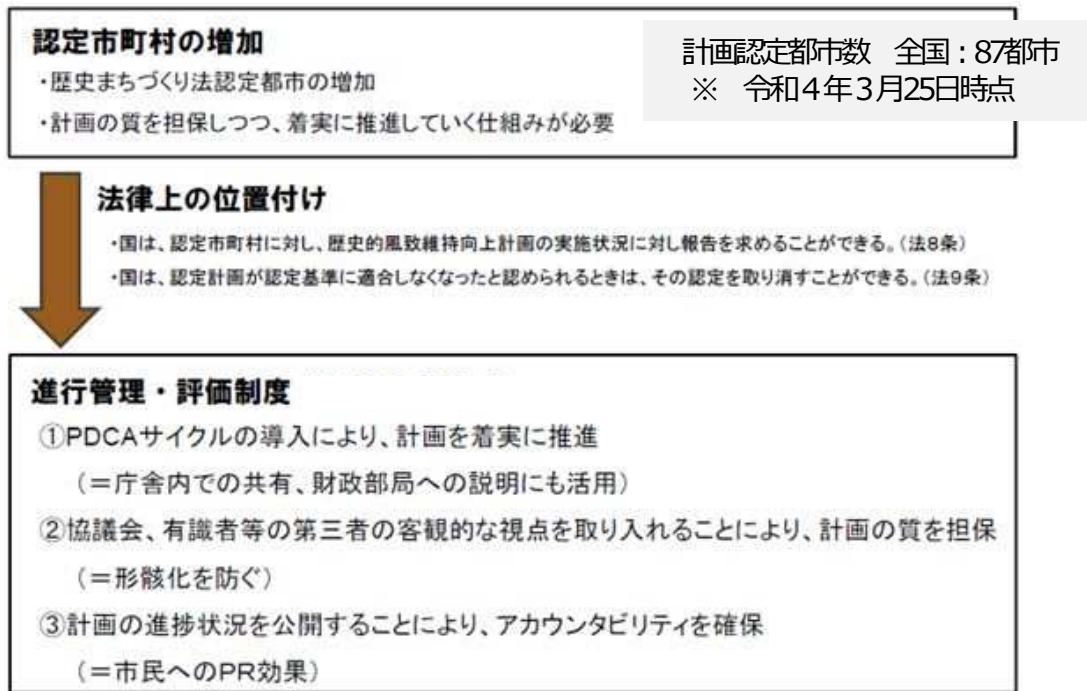


歴まち計画の進行管理・評価及び計画の変更について

1 歴まち計画の進行管理・評価制度



2 歴まち計画の変更について

< 歴史まちづくり法 抜粋 >

(認定を受けた歴史的風致維持向上計画の変更)

第七条 第五条第八項の認定を受けた市町村（以下「認定市町村」という。）は、当該認定を受けた歴史的風致維持向上計画の変更（主務省令で定める軽微な変更を除く。）をしようとするときは、主務大臣の認定を受けなければならない。

2 第五条第四項から第十一項まで及び前条の規定は、前項の認定について準用する。

第五条第六項 要旨

市町村は、歴史的風致維持向上計画を作成しようとするときは、協議会の意見を聴かなければならない。

3 令和4年度スケジュール

年度	時期	進行管理・評価
R 4 年度	本日	第1回協議会 R 4 年度 実施事業について説明（諮問）
	毎年12月上旬	国から進行管理・評価等の実施通知
	1月	R 4 年度 進行管理・評価シート（案）作成
	2月	第2回協議会 R 4 年度 進行管理・評価及び計画変更の意見聴取（答申）
	年度末まで	計画変更の申請 → 国の認定 →（4月）市ホームページで公表
R 5 年度	5月末まで	国へR 4 年度進行管理・評価シート提出
	6月上旬	評価シートを市ホームページに掲載（公開）

